巻末資料１（盛土等情報受付簿）

**盛　　土　　等　　情　　報　　受　　付　　簿**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整 理 番 号 |  | 受 付 者 氏 名 |  |
| 受 付 日 時 |  年 月 日（ ） 時 分 |
| 情報提供の方法 | 来 庁・電 話・メール・その他（ ） |
| 情 報 提 供 者 | 住　　　所 |  |
| ふ り が な氏 名 |  | 電話番号 |  |
| 通報者に関する情報の提供同意 | 有　　　・　　　無 |
| 事 案 の 種 類 | 盛土　　・　　切土　　・　　土石の堆積　　・　　不明 |
| 発生(発見)日時 |  年 月 日（ ） 時 分 |
| 行為開始時期 |  年 月 日（ ）頃 |
| 通 報 概 要 |  |
| 盛土等造成箇所に関する事項 | 所 在 地 |  |
| 盛土等造成箇所付近の特徴等 |
| 現場状況（変状、土砂の流出等） |
| 行為者に関する事項 | 法人 / 個人 | ・法人（名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・個人（屋号（個人事業主の場合）　　　　　　　　　　　） |
| 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| その他参考事項（人数、性別、服装等） |
| 土地所有者に関する事項 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| その他参考事項 |
| 盛土等に関する事項(盛土、切土、擁壁、土石の堆積等) | 盛土等の規模や形状等（高さ、幅、面積、盛土量） | 廃棄物の有無(有の場合、どのような物か) |
|  |  |
| 関係法令および許可等の状況 | （森林法・農地法・砂防法・盛土等条例・その他） |
| 搬 入 車 両 等 | 車種車名 |  | ナンバー |  | 塗色 |  |
| 今 後 の 対 応 |  |

巻末資料４ 文書ひな形（報告徴取【無許可盛土】）

第　　　　　　　　号

　年　　月　　日

○○株式会社　●●　●●　様

都道府県知事　○○　○○

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく報告徴取について

あなたが○○市△△町■丁目の土地において行っている特定盛土等に関して、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要する行為である可能性があるため、同法第25条の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合には、同法第58条第5号に規定する罰則が適用されることがあります。

１．報告を求める内容

（１）当該土地における土地所有者等の確認について

ア　土地所有者の住所、氏名及び連絡先並びにその者との関係

イ　同意書写し（土地所有者の同意を得ていることを証する書面）

（２）当該行為における関係者の確認について（法人の場合は、名称、所在地、連絡先、代表者名、代表者連絡先を記載）

ア　工事主の住所、氏名、電話番号、所属

イ　工事請負人の住所、氏名、電話番号、所属

ウ　工事の請負関係に関する資料（工事請負契約書類等）

（３）当該行為について

ア　当該行為の目的

イ　土地の面積、崖の高さ、勾配その他現況、規模その他現況（配置図、計画及び現況平面図、断面図、土地の原地盤面の高さを示す図面、その他図面、現況写真等）

ウ　盛土した土量、搬入期間、搬入回数及び各回の土砂の搬入量・搬出元（契約書類等）

エ　他法令における許可申請の状況

２．報告期限

○年○月○日

３．報告の方法

書面により行うこと。

４．報告の提出先

〒○○○―○○○○　○○県○○市○○町○○番

　　　　　　　　　　○○県○○部○○課

【問合せ先】

○○県　○○部　○○課

電話：○○○－○○○－○○○○

巻末資料４ 文書ひな形（報告徴取【虚偽申請、技術的基準違反、許可条件違反、検査等未受検】）

第　　　　　　　　号

　年　　月　　日

○○株式会社　●●　●●　様

都道府県知事　○○　○○

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく報告徴取について

あなたが○○市△△町■丁目の土地において行っている特定盛土等に関して、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第○項に該当する行為である可能性があるため、同法第25条の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合には、同法第58条第5号に規定する罰則が適用されることがあります。

１．報告を求める内容

（１）当該行為における関係者の確認について（法人の場合は、名称、所在地、連絡先、代表者名、代表者連絡先を記載）

ア　工事の請負関係に関する資料（工事請負契約書類等）

イ　資力・信用の証明（損益計算書、賃借対照表、技術的能力および経理的基礎が許可申請書類の通りであることの証明）

ウ　届出上の設計者が従事したことの証明

（２）当該行為について

ア　崖の高さ、勾配その他現況、擁壁・崖面崩壊防止施設・排水施設及び地滑り抑止ぐい等の施行状況、規模その他現況（現況平面図、断面図、現況写真等）

イ　盛土した土量、搬入期間、搬入回数及び各回の土砂の搬入量・搬出元（契約書類等）

ウ　他法令における許可申請の状況

２．報告期限

○年○月○日

３．報告の方法

書面により行うこと。

４．報告の提出先

〒○○○―○○○○　○○県○○市○○町○○番

　　　　　　　　　　○○県○○部○○課

【問合せ先】

○○県　○○部　○○課

電話：○○○－○○○－○○○○

巻末資料５ 文書ひな形（監督処分）

第　　　　　　　　号

　年　　月　　日

○○株式会社　●●　●●　様

都道府県知事　○○　○○

**命 令 書**

宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第○項の規定により災害防止のために必要な措置をとることを命じる。

１．場所

○○市△△町■丁目□地先

２．処分理由

(1)根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法　第20条第○項

政令等で定める技術的基準

許可に付された条件

(2)原因となる事実関係

* 当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。
* 当該土地は、少なくとも○年□月□日から現在に至るまで、宅地造成に関する工事（以下「本件工事」という。）を行っており、法第12条第1項の許可を受けていない。
* 本件工事は、法第12条第1項の規定に違反していること、また、●●　●●は本件工事の工事主であると認められることから、法第20条第○項の処分の要件に該当する。
* 別添1に示す本件工事により設置された擁壁は、構造計算がされておらず、不適格擁壁となっており、擁壁を支持する地盤については、長期許容応力度の確認をしていないこと、また、水抜き穴及び伸縮目地が設置されていないことから、法第13条第1項の規定で定める技術的基準に適合していないため、同項の規定に適合させる必要がある。

３．命令内容

履行期限までに、処分理由に示す違反状況に対して、法第20条第○項の規定により、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のための必要な措置をとること。

４．履行期限

○年△月△日

５．履行条件

(1)着手期限（○年■月■日）までに、工事計画書を本県に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。

(2)災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。

６．措置を履行しない場合

上記履行期限までに、「３．命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第20条第5項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがあることを留意されたい。「５．履行条件」に違反した場合も、上記措置を講ずる見込みがないとみなし、同様の措置を講ずることがある。

７．備考

本命令に違反した（「５．履行条件」に違反した場合も含む）者は、法第55条第1項第4号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

８.教示

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、○○県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。

巻末資料６ 文書ひな形（改善命令【法第23条第1項】）

第　　　　　　　　号

　年　　月　　日

○○株式会社　●●　●●　様

都道府県知事　○○　○○

**命 令 書**

宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第1項に規定する宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められたため、同条同項に基づき災害防止のために必要な措置をとることを命じる。

１．場所

○○市△△町■丁目□地先

２．処分理由

(1)根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法　第23条第1項

(2)原因となる事実関係

（土地所有者の例）

* ●●　●●が所有する**１．場所**に提示する土地（以下「当該土地」という。）は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。
* 別添１に示す箇所において盛土のり肩からのり面にかけて連続性のあるクラックが確認され、のり面が崩落し、下流の人家に影響を与える可能性が大きいと認められるため。

（占有者の例）

* **１．場所**に提示する土地（以下「当該土地」という。）は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。
* ●●　●●は、××　××から当該土地を貸借して利用し、盛土に対して災害の防止のため必要な擁壁等が設置（されていない/不完全な）ままでいた。
* 別添１に示す箇所において盛土のり肩からのり面にかけて連続性のあるクラックが確認され、のり面が崩落し、下流の人家に影響を与える可能性が大きいと認められるため。

３．命令内容

履行期限までに、別添１に示す当該土地のり面に対して、盛土の安定計算による最小安全率（常時）1.5以上かつ最小安全率（地震時）1.0以上を満たすよう、排土や押え盛土又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。

安定計算にあたっては、ボーリングや土質試験、地下水位観測等の適切な調査を実施し、現場状況に即した条件設定を行うこと。

４．履行期限

○年△月△日

５．履行条件

(1)着手期限（○年■月■日）までに、工事計画書を本県に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。

(2)災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。

６．措置を履行しない場合

上記履行期限までに、「３．命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第23条第3項が準用する法第20条第5項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがあることを留意されたい。「５．履行条件」に違反した場合も、上記措置を講ずる見込みがないとみなし、同様の措置を講ずることがある。

７．備考

本命令に違反した（「５．履行条件」に違反した場合を含む）者は、法第56条第3号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

８.教示

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。

この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、○○県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。

巻末資料６ 文書ひな形（改善命令【法第23条第2項】）

第　　　　　　　　号

　年　　月　　日

○○株式会社　●●　●●　様

都道府県知事　○○　○○

**命 令 書**

宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第1項に規定する宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められたため、同条第2項に基づき災害防止のために必要な措置をとることを命じる。

１．場所

○○市△△町■丁目□地先

２．処分理由

(1)根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法　第23条第2項

(2)原因となる事実関係

* 当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。
* 別添１に示す箇所において盛土のり肩からのり面にかけて連続性のあるクラックが確認され、のり面が崩落し、下流の人家に影響を与える可能性が大きいと認められるため。
* 少なくとも○年□月□日から現在に至るまで、●●　●●は、当該土地における宅地造成に関する工事（以下「本件工事」という。）を行っており、本件工事により災害の発生のおそれが生じたと認められるため。

３．命令内容

履行期限までに、別添１に示す当該土地のり面に対して、盛土の安定計算による最小安全率（常時）1.5以上かつ最小安全率（地震時）1.0以上を満たすよう、排土や押え盛土又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。

安定計算にあたっては、ボーリングや土質試験、地下水位観測等の適切な調査を実施し、現場状況に即した条件設定を行うこと。

４．履行期限

○年△月△日

５．履行条件

(1)着手期限（○年■月■日）までに、工事計画書を本県に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。

(2)災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。

６．措置を履行しない場合

上記履行期限までに、「３．命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第23条第3項が準用する法第20条第5項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがあることを留意されたい。「５．履行条件」に違反した場合も、上記措置を講ずる見込みがないとみなし、同様の措置を講ずることがある。

７．備考

本命令に違反した（「５．履行条件」に違反した場合を含む）者は、法第56条第3号に該当するものとして、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

８.教示

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。

この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、○○県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。

巻末資料７ 文書ひな形（勧告）

第　　　　　　　　号

　年　　月　　日

○○株式会社　●●　●●　様

都道府県知事　○○　○○

**勧 告 書**

下記の土地において行っている行為は、宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項に規定される宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認められたため、同条同項により、災害防止のため必要な措置をとることを勧告します。

１．場所

○○市△△町■丁目□地先（別図参照）

２．勧告の理由

(1)根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法　第22条第2項

(2)原因となる事実関係

* 当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。
* 当該土地で造成される盛土のり面に適切な擁壁が設置されておらず、のり面が崩落した場合、下流の人家に影響を与える可能性があると認められるため。

３．勧告内容

是正工事としてのり面が崩落しないよう災害防止のため必要な措置を講ずること。

４．履行期限

○年△月△日

５．備考

今後、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められた場合は、同法第23条第1項の規定に基づく改善命令を行うことがあります。

巻末資料８ 文書ひな形（警察への情報提供）

第　　　　　　　　号

　年　　月　　日

○○○警察署長

司法警察員

警視　○○ ○○　殿

都道府県知事　○○　○○

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項違反容疑について

当管内で、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項違反容疑事例を探知しましたので、別紙により情報を提供します。

文書ひな形（警察への情報提供）

宅地造成及び特定盛土等規制法違反容疑事例について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地方公共団体窓口 |  | 連絡先 |  |
| 当該土地の住所 |  |
| 発覚方法 | 住民等からの通報　・　パトロール　・　その他（　　　　　　　） |
| 通報者に関する情報の提供同意 | 有　　　・　　　無 |
| 通報者氏名 |  | 通報者住所 |  |
| 通報内容（概要） |  |
| 工事主等 |  | 業種 |  |
| 工事主等の住所 |  |
| 土地所有者 |  | 土地の利用状況 |  |
| 工事主等との関係 |  |
| 許可状況（許可法令） |  | 許可日 |  |
| 土地情報書類 | 公図　・　登記簿　・　その他書類（　　　　　　　　　　）（許可状況等がわかる資料がある場合は添付すること。） |
| 現地状況 | （現場写真や改変状況、行政処分に対する対応状況がわかる資料がある場合は添付すること。例：現場写真、測量成果、変状・崩落状況、ドローン画像） |
| 盛土等の実施（搬入）状況 | （画像や映像がある場合は添付すること。例：監視カメラ映像、ドローン画像等） |
| 搬入車両等 | 車種車名 |  | ナンバー |  | 塗色 |  |
| 対応経緯 | （時系列で整理することが望ましい。） |
| 行政処分等 | （指導文書や命令書がある場合は添付すること。） |
| 備考（関係法令等） |  |

巻末資料９ 文書ひな形（告発状）【無許可盛土】

告　　発　　状

第　　　　　　　　号

　年　　月　　日

○○○警察署長

司法警察員

警視　○○ ○○　殿

都道府県知事　○○　○○

告発人

住所

氏名　都道府県知事　○○　○○

被告発人

（法人の場合）

住所

会社名

（個人の場合）

住所

職業

氏名

第１　告発の要旨

（第２以下の内容（犯罪事実と処罰を求める意思）を簡潔に記載すること。）

・違反の概要

第２　罪名及び適用法令

（どの罪に該当するか明らかにするため適用条文を記載すること。）

・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項、第55条第1項第1号

第３　告発事実

（犯罪に該当する事実を明らかにするために記載すること。）

被告発人○○は、○○県知事の許可を受けないで、かつ、法定の除外事由がないのに、○年□月□日から○年△月△日までの間、宅地造成等工事規制区域である○県○市○町○番において、合計約○○平方メートルの土地に盛土を行い、もって無許可で面積が500平方メートルを超える土地に盛土を行ったものである。（盛土の規模が規制対象規模500平方メートルを超えている場合の例）

第４　告発に至った経緯

（犯罪に該当する事実（特に無許可で盛土等工事をした事実）を明らかにするために記載すること。）

１　事案発覚の端緒（例：住民からの通報等）

２　違反内容の確認状況（例：許可状況、区域や面積、盛土量等）

３　違反内容に対する行政指導、行政処分等の状況（例：被告発人の所在、行政指導等の内容や被告発人の対応、行政処分の手続（弁明の機会の付与、命令が相手に到達したか））

４　命令に対する履行状況（例：命令後の盛土等の状況、被告発人の言動）

第５　告発人意見

（告発には処罰を求める意思が必要になるため記載すること。）

１　告発の理由

２　処罰を求める意見

第６　事実関係を証明する資料

（第２～第５を補強するための資料として記載。）

１　当該行為が規制対象行為であることを示す資料（例：位置図、盛土行為経過状況、測量結果等）

２　当該行為が違反行為であることを示す資料（例：現況写真、対応記録、変状・崩落状況、土砂搬入状況がわかる資料等）

３　違反内容に関連する行政指導、行政処分等の状況に関する資料（例：立入検査報告書の写し、立入検査記録写真、行政処分等の写し等）

４　行政指導、行政処分等に対する被告発人の対応及び命令に違反した事実を示す資料（例：履行期限経過後の現況写真、対応記録）

５　土地に関する基礎情報、被告発人に関する資料、その他関係資料（例：土地登記簿、法令規制確認書類、法人・本人情報がわかる資料、関係法令等）

(注)　　　内は、違反行為に係る行政対応を行っていた場合に限る。

巻末資料９ 文書ひな形（告発状）【命令違反】

告　　発　　状

第　　　　　　　　号

　年　　月　　日

○○○警察署長

司法警察員

警視　○○ ○○　殿

都道府県知事　○○　○○

告発人

住所

氏名　都道府県知事　○○　○○

被告発人

（法人の場合）

住所

会社名

（個人の場合）

住所

職業

氏名

第１　告発の要旨

（第２以下の内容（犯罪事実と処罰を求める意思）を簡潔に記載すること。）

・命令違反の概要

第２　罪名及び適用法令

（どの罪に該当するか明らかにするため適用条文を記載すること。）

・宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項、第55条第1項第4号

第３　告発事実

（犯罪に該当する事実を明らかにするために記載すること。）

被告発人○○は、○年□月□日、○○県知事から、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項に基づき、○年△月△日までに、○県○市○町○番の土地について、○○等を内容とする命令を受けていたにもかかわらず、前記期限までにその措置を履行せず、もって同命令に違反したものである。

第４　告発に至った経緯

（犯罪に該当する事実（特に命令の正当性や履行期限内に命令事項が履行されなかった事実）を明らかにするために記載すること。）

１　事案発覚の端緒（例：住民からの通報等）

２　違反内容の確認状況（例：許可の有無、区域や面積、盛土量等）

３　違反内容に対する行政指導、行政処分等の状況（例：被告発人の所在、行政指導等の内容や被告発人の対応、行政処分の手続（弁明の機会の付与、命令が相手に到達したか））

４　命令の実施状況（命令の到達状況、命令時の相手方の言動等）

５　命令に対する履行状況（例：命令後の盛土等の状況、被告発人の言動）

第５　告発人意見

（告発には処罰を求める意思が必要になるため記載すること。）

１　告発の理由

２　処罰を求める意見

第６　事実関係を証明する資料

（第２～第５を補強するための資料として記載。）

１　当該行為が規制対象行為であることを示す資料（例：位置図、盛土行為経過状況、測量結果、許可・届出資料等）

２　当該行為が違反行為であることを示す資料（例：現況写真、対応記録、変状・崩落状況、土砂搬入状況がわかる資料等）

３　違反内容に関連する行政指導、行政処分等の状況に関する資料（例：立入検査報告書の写し、立入検査記録写真、行政処分等の写し、命令が相手方（被告発人）に到達したこと示す資料等）

４　命令に対する被告発人の対応及び命令に違反した事実を示す資料（例：履行期限経過後の現況写真、対応記録）

５　土地に関する基礎情報、被告発人に関する資料、その他関係資料（例：土地登記簿、法令規制確認書類、法人・本人情報がわかる資料、関係法令等）